

令和4年第5回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和4年6月28日（火曜日）

議事日程（第5号）

令和4年6月28日（火）午後1時30分開議

第 1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、陳情第4号、陳情第5号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第51号、議案第56号、議案第58号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第52号、陳情第2号

第 2 議案第59号

第 3 議案第60号

第 4 議案第61号

第 5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	坂下善英君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	佐藤孝君	20番	駒形信雄君
21番	近藤和義君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 渡辺竜五君 副市長 伊貝秀一君

教 育 長	新 発 田	靖 君	総 合 政 策 監	日 坂	仁 君
総 務 部 長	中 川	宏 君	企 画 財 政 長	猪 股	雄 司 君
市 民 生 活 長	金 子	聡 君	社 会 福 祉 長	吉 川	明 君
地 域 振 興 長	石 田 友	紀 君	農 林 水 産 長	本 間	賢 一 郎 君
観 光 振 興 長	岩 崎 洋	昭 君	教 育 次 長	磯 部	伸 浩 君
消 防 長	羽 二 生	正 博 君			

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 川 雅 史 君	事 務 局 次 長	齋 藤 壯 一 君
議 事 調 査 係	数 馬 慎 司 君	議 事 調 査 係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第50号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、陳情第4号、
陳情第5号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第51号、議案第56号、議案第58号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第52号、陳情第2号

○議長（近藤和義君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、広瀬大海君。

〔総務文教常任委員長 広瀬大海君登壇〕

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）。本案は、令和4年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ6,034万8,000円を追加する補正予算を本年6月3日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に盛り込まれた、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第54号 屈折はしご付消防自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防本部施設・設備整備計画に基づき、佐渡市中央消防署に配備予定の屈折はしご付消防自動車について、5月24日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、令和4年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ1億5,397万2,000円を追加するものです。主な内容は、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に伴う事業の経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策として、教育環境の整備に要する経費などを予算計上するものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、外部人材活用事業について。本事業は、7月から企業支援事業について民間企業から専門的な能力を有した人材の派遣をして

もらうための市独自の予算である。民間企業からの人材活用については、企業選定に当たり公平性を担保し、選定までの経緯を明確にすべきである。

10款教育費（新型コロナ対策）について。当該関連予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、各小中学校における子供たちの教育環境充実のために備品、物品等を購入するものであるが、要望内容は本来、一般財源により対応すべきである。学習環境の充実並びに学校による学習環境の格差が生じないように、教育総務課と学校教育課の役割分担を明確にし、計画的な整備や購入を行うべきである。

2、市民厚生常任委員会。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業（新型コロナ対策）について。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、申請期限の延長等により自立支援金を増額するものであるが、これまでの貸付実績は、総合支援資金が11件、自立支援金は2件と、実績が少ない状況である。よって、この事業に限らず、生活に困窮している市民に対する各種制度の周知徹底や相談体制の充実に努められたい。

3、産業建設常任委員会。2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティ活動推進費、地域の活力再生事業について。コミュニティ助成事業及び地方創生に向けてがんばる地域応援事業の両事業は、それぞれ一般財団法人自治総合センター及び一般財団法人地域活性化センターによる補助率10分の10の補助事業であり、地域の活性化に資する団体に対して交付されるものである。今後も持続可能な地域づくり推進のため、その他の有利な補助事業や成功事例の研究を行うとともに、各支所、行政サービスセンターとの情報共有を緊密に行い、周知方法の工夫をすることで、採択の増加につながる努力を継続すること。

2款総務費、1項総務管理費、18目世界遺産推進費、世界遺産史跡管理費について。本予算は、世界遺産登録に向けた環境整備のために当初予算で計上されている史跡等環境整備に作業範囲の追加等を行うためのものである。「佐渡島の金山」は、本年秋にイコモス（国際記念物遺跡会議）による現地調査が予定されている。国や県と強固な連携を図り、万全の体制で受け入れる準備を徹底すること。

議案第57号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本案は、令和4年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,419万1,000円を追加するものであります。内容は、国民健康保険税の本算定に伴う特別会計繰出金を増額するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。本陳情は、現在7月第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」は「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として制定されたものであり、その制定趣旨等に鑑み、制定当初の7月20日に固定化することを求める意見書を内閣総理大臣に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

陳情第5号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。本陳情は、米軍統治下に置かれていた沖縄県が、日本に復帰をして今年で50年を迎える。しかしながら、今なお、日本における米軍専用施設の70%以上が沖縄県に置かれており、戦争の脅威が身近に感じられる今、沖縄県を「捨て石」にするかのような差別的な安全保障政策が行われているとして、これまで沖縄県に押しつけてきた基地は「本土」に引き取り、米軍基地問題は公平、公正に日本全体の問題として国民全体の議論で

解決し、沖縄県を犠牲にしない安全保障政策を国に求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第55号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） それでは、議案第55号についての反対討論を行います。

この内容については、今日の地元紙でも報道されているとおりだというふうに思います。

まず、議案第55号について、評価できる点について触れておきます。言うまでもありませんが、国のコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分の地方創生臨時交付金を受けての補正予算であります。具体的に言えば、生活支援や産業支援というのが主なものになっているわけであります。その中で、本会議上程のときにもありましたが、学校給食費の物価高騰による保護者負担を軽減させるためにやっている、これは大いに評価に値すると思います。また、市長答弁の中でも、今後の値上げについてもきっぱり対応すると言っていた点は大いに評価をしておきたいというふうに思います。また、学校関係については、先ほど総務文教常任委員会の意見があったとおり、必要なものではあります、やっぱり今後抜本的な見直しが必要かなというふうに思っているという、これは大いに評価できるというふうに思っているところであり、

ただ、私が今回反対するのは、外部人材活用の拡大の問題でございます。これは、本会議の上程のときに大分詳しく突っ込んで、当初予算と同じ国の制度を活用して話がやっとまとまったのかというところから始まって、2年契約なのか、役職はどうなのかということであり、市議会に示されているのは外部人材の活用事業ということで、市内の起業、創業支援、企業育成、企業経営の総合的な支援等を行うため、民間から外部人材の派遣を受け入れ、民間の視点から佐渡市の課題を解決してもらうとともに、外部人材から必要なスキルを学ぶことで市職員の人事育成を図るというものであります。総務文教常任委員会の中でも、民間の活用については一定程度の理解もするし、問題はない。ただ、活用の仕方が問題ではないかというのが非常に問題になったところであり、以下、具体的に指摘をいたします。

これは、職員関係者が読む「図解よくわかる自治体の契約事務のしくみ」という本からでございます。

「自治体業務は、大きく分けて行政処分、行政契約、その他に分けられる。そして、行政契約に関わる業務はほとんど日常のものだ。つまり単なる入札だけではない」ということが述べられております。

そこで、二、三点にわたって指摘をいたします。まず1つは、今回のものは国の制度ではなく、市独自の制度であるということが明らかになりました。国の制度は、皆さん御案内のとおり、国のリストの中から選ぶみたいなのもありましたが、新聞にも出ているように、「この業者を選んだのはどういうことか」と言ったら、この業者だけだと。金融機関ですから、島内にもありますし、全国にもいっぱいあるということであり、事実上、創業支援の企業などのアドバイザーの方に来てもらうとかに本来すべきだったのではないかとというのが私の考え方です。新聞報道では、7月から第四北越銀行から1人ということでは

から、銀行の身分を持ちながら、市の職員としてそこにいる。ですから、職員の倫理規程の関係でも詳しく総務文教常任委員会の中でお聞きをしているところではありますが、具体的な事業については、総務文教常任委員会としては所管ではないので、明らかになっていないという、これが前段です。

3点にわたって指摘していきます。まず1点目は、過去のいわゆるビッグフィッシャー事件に基づいて、外部監査の結果の報告書でございます。何が書いてあるかという、選定そのものが間違いだった。2点目が広く公募しなければならないのに属人的であった。そして、3点目が同じように、属人的なつながりの中で当該事業を進められたことがこういった問題を巻き起こしたということで、公平にやることが重要だと指摘をしております。これが1つです。

2つ目、それを受けて平成29年3月号の市報ではこのように明快に出ております。簡単に読みますと、これは交付ですか、契約事務ですか。事務の適正化と行政の透明化を推進する、さらに情報公開が必要だというようなことが述べられておりますし、血税を原資とした事業であることからの認識が不足したと、このようなことも述べられています。

3つ目、上下水道課の官製談合事件がありました。ここにありますが、職場から設計価格をラインで教示。お友達だったみたいな感じなのかなというふうに思われますが、そして市のホームページには入札、契約の適正のための当面の方策というものが載っております。こういう角度から見ると、私は極めて不透明で問題があると。本来ならば、修正案でも出してやればいいところではあります。時間的な余裕もないということなので、このような反対の討論をさせていただきます。

ぜひ、今後とも外部人材の活用に当たっては、地方自治法やこういった指摘を生かした上でやるべきだというのが私の立場でございます。したがって、反対討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

次に、後藤勇典君の賛成討論を許します。

後藤勇典君。

〔6番 後藤勇典君登壇〕

○6番（後藤勇典君） 新生クラブの後藤です。議案第55号、一般会計補正予算（第3号）の賛成討論を行います。

本予算は、新型コロナの影響を受ける生活困窮者自立支援金や学校給食費補助など、原油価格、物価高騰に対する緊急対策費が計上されたものであります。そのほかにも教育環境の整備、ゼロカーボンアイランド推進事業、老人福祉施設整備事業、園芸作物振興事業など、内容が多岐にわたっております。特に昨年、新穂長畝地区で発生しました、おけさ柿の霜被害を防止するための防霜ファンの設置については、地元関係者からも切望されるものであります。新穂長畝地区では、過去大規模な霜の被害が度々発生してきており、その都度、防霜ファンの導入に向けた話合いが行われてきました。しかしながら、これまで導入に至ることはありませんでした。近年の気象状況の著しい変化に対し、生産者も危機感を募らせ、今回JA佐渡の後押しもあり、ようやく導入に至ったという経緯があります。また、全216基の防霜ファンを今年度中に設置完了させるためにも今後、遅滞なく手続を進めていく必要があります。時間的な余裕は全くありません。

次に、総務文教常任委員会より付されました意見の中に外部人材活用事業があります。先ほどもありま

したけれども、今年度の外部人材の活用実績としては、これまで経済産業省、富士通グループ、JTB、日本航空より計6名が派遣されております。さらに、今回観光庁より観光政策監が、NTTよりSDGs推進人材、第四北越銀行より企業支援人材、以上3名が7月から赴任するための予算組みとなっております。付された意見のとおり、民間企業からの人材活用については、企業の選定に当たり、公平性を担保し、選定までの経緯を明確にすることが求められます。一方、組織の風土を変えていくことは一筋縄ではまいりません。全国的にも外部人材活用の機運が高まっている今だからこそ、一気に進めていくのも一つのやり方であると思います。当然限られた任期の中で成果を出していくことが求められますので、業務を遂行する上での意識、そしてスピード感、こういったものなど学ぶ点が多いのではないかと思います。

市役所内に新たな風を吹き込むことで、今年度組織としても市長が掲げるリスタート元年となることを期待しまして、私からの賛成討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で後藤勇典君の賛成討論は終わりました。

議案第55号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての討論を終結いたします。

これより議案第55号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第55号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

これより議案第57号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第57号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

これより陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため再度申し上げます。陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情に賛成する諸君は起立してください。

それでは、お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立なしであります。

陳情第4号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については否決されました。

これより陳情第5号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情につ

いての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため再度申し上げます。陳情第5号 沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について賛成する諸君は起立してください。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第5号 沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については否決されました。

最後に、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）及び議案第54号 屈折はしご付消防自動車購入契約の締結についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）及び議案第54号 屈折はしご付消防自動車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第51号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、佐渡市税条例等の一部を改正するものであります。主な改正内容は、個人住民税に関して、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の所得税との一致のほか、住宅ローン控除の適用期限の延長等を行うこととし、固定資産税に関して、課税標準の特例措置の拡充等を行うための所要改正を行うものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定により行った本算定の結果を受け、保険税の税率等を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,076万8,000円を追加す

るものであります。主な内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。当市の国民健康保険事業において、低所得者の加入者が多い状況にある。よって、今後は、各種社会環境の変化や状況等も十分に考慮し、保険料の上昇を抑制することを強く求める。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど採決があった一般会計の補正予算、今回の国民健康保険税条例改正の議案第56号、そして議案第58号の国民健康保険の特別会計が一体のものであります。本来ならば、それぞれやるべきなのでありますが、ここの国民健康保険税条例の改正で幾つかお聞きをしておきたいというふうに思います。

通告してあるとおりですが、先ほども一般会計の補正予算で言いました。国も含めてコロナ禍における原油価格、物価高騰対策をやれというさなかでございませぬ。これも幾分よくなったというものの地域経済も回復基調に入っていない。年金引下げ、最近一体の円安、物価高騰。タマネギに至っては、消費者物価指数でいうと、125.4%上がっているという。例えばガソリンにしても何にしても全てのものが値上がりしているという、こういうさなかでの国民健康保険です。国民健康保険は世帯でいうと、基礎控除しか引きませんから、ほぼ収入に対して15%以上の負担になっているという、非常に重いものだというふうに思っていますが、百歩譲ってもコロナでいろいろな減免があるというものの個々の世帯別に見ると、非常に厳しい状況があるというふうに思うのですが、こういった減免の対応はいかがか。市独自の対応の要綱も持っているはずですから、その辺どのようになっているかというのが1点目です。

2点目は、これは当初予算のときもありました。今年度から国の措置で未就学児、学校へ入る前の子供については均等割、いわゆる人头割と言われているものですが、佐渡市でいうと、均等割は2万5,500円になりますか。おぎゃあと赤ちゃんが生まれると、この2万5,500円取られるというものを未就学児までは国の制度で半額にするというものです。佐渡市は、前の市政のときから第3子については1人分を全額免除という制度を全国に先駆けてやっているわけですが、さきの定例会でも子育てしやすい子育て条例もつくっているわけなのだけれども、これはどのぐらいの人数でどうなっているのかということです。この申請はどう行っているのかというのは、これ本会議で何度も何度も市長にもただしてまいりましたが、取手市、加賀市、先進のところでは全て申請なしでやっておりますので、その辺どうなっているのかお尋ねをしたいということでございませぬ。

○議長（近藤和義君） 答弁を許します。

稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） ただいま中川直美議員よりお尋ねがありました、コロナ禍での令和

4年度における保険料の算定が上がっているということで、減免はどうなっているかという御質疑でございましたと思いますが、これにつきましては今般、令和3年度の会計から1億2,000万円の繰越と、いわゆる財政調整基金のほうから2,000万円を繰り入れることによって上げ幅を抑制しているというところでございます。それとともに、減免につきましては佐渡市、直接の減免はないということでございます。

続きまして、もう一方の未就学児の国の減免に対する佐渡市のいわゆる多子減免はどうなっているかと、申請はどうなっているかということでございます。国のいわゆる2分の1、未就学児の減免につきましては令和4年度から実施されるということで、令和3年度には実施されていなかったという制度でございます。その基準で令和3年度はどういう状況だったかということ逆算しますと、約156名が対象者ということで、このたび令和4年度からは156名がその対象になる。国による減免は、自動的に申請なしで減免されていくという算定になっているということでございます。そこに佐渡市独自の多子減免につきましては、対象者に対しましていわゆる通知文書を送付することによって告知し、その後、本人から申請をしていただくというような仕組みになっております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 聞き間違いではないと思うのですが、佐渡市独自の減免制度がないというのと、いつ廃止されたのでしょうか。非常に実効性のあるものとは私は思っていないのですが、申請による減免の佐渡市独自の持っているというふうには思うのですが、減免がないというのは一体どういうことか、申請がないということなのか。申請がないとすれば、持っている減免条項が実態生活に合っていないのだろうというふうには思うのですが、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

2点目は、最後の第3子の佐渡市独自のやつです。これ見てもらえば、先ほどちらっと言いましたが、第3子の減免を独自でやっているところでは有名なところは取手市。取手市もホームページに申請要りません、加賀市、申請が要りません、仙台市、申請が要りませんと書いてあります。佐渡市のホームページ、今朝見てきました。今委員長がおっしゃったとおり、申請がないとやらないということになっているわけですが、やっぱりそういったところは子育て条例つくったのですから、申請していない方も過去にはいました、2万幾らも安くなるのに。今回モデル世帯で2万8,000円ですから、ほぼ第3子1人分で2万8,000円が下がるということになるわけで、その辺はもうちょっと徹底する必要があるのではないかとというふうに思うのですが、その辺の議論はどうでしたでしょうかということです。

違う角度から、私の今回の質疑は1点です。一言で言えば、この生活が苦しいさなかに値上げするべきではなかったのではないかとというのが私の言いたいことなのだ。そうすると、今回の値上げを抑えるのには1人当たり500円余りですから、六百数十万円あれば抑えられたという、単純計算ではそうなるわけです。そのお金がなかったわけではないというのが私の思いなのですが、その辺どうでしょうか。

ついでに言います。国民健康保険の中に国のルール分のお金は入っていますが、佐渡市独自のお金は1円も入っていないはずだと思うのですが、幾らぐらい入っていますか。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 大変申し訳ありません。佐渡市独自のいわゆる保険料に対する減免につきましては、当委員会では今回審査しておりませんでしたので、ここの部分は訂正させていただきます。

いというふうに思います。

それから、保険料が六百万何がしあれば抑制できたのではないかというような御意見と御質疑でしたが、この辺につきましての議論は先ほど申しあげました財政調整基金から2,000万円を繰り入れた。残高が六千万何がしというところが残っているというところで質疑がされました。これにつきましては、コロナ禍におき全体の医療費は多少増額となっておりますが、コロナがだんだんと明けてくることによって、さらに医療費がかさむ可能性があるということでこの基金を保険料安定化の観点から残しておくというような考えに対して賛同したというところで、なかなか厳しい状況の中で委員会も苦渋の選択をしたというところでございます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回の税率の改正でいうと、所得割も上げていますよね。この辺の議論はありましたか。

旧ただし書方式から佐渡市は現在、本文方式になっているわけですが、最近は国民健康保険ができたときと大分社会状況が変わったので、住民税方式に変えるべきだという、取手市なんかはもう変えています。そういう形になっていくほうが公平性が高いのではないかと思います。もちろん議論があったかどうか一応聞いておきたいというふうに思います。

最後に、基金の問題に触れておきます。先ほど言ったように、国民健康保険の会計には市が持たなければならない独自の分は入っていますが、市の一般財源というのはいりません。基金というのは、例えば昨年度1億2,000万円黒字だったということは、1億2,000万円多く取り過ぎたのです、単純に言えば。加入者が払ったものルール分をためてきたものです。6,689万3,000円が見込みだというのですが、過去最低の基金になったのが380万1,000円、これは平成24年度です。このときに当時の市政は1億5,100万円法定外の繰入れをしました。これから3年間やっているの、実は。こうやって、つまり平成24年度、平成25年度、平成26年度のときよりも私は庶民の生活は極めて厳しいと思っています。そういう意味でいうと、「しっかりやれ」と言って議会がけつをたたくのが議会の任務ではないかということをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 先ほど申し訳ありません。一般会計の繰入れがあったかどうかということで、今ほど中川直美議員のほうから、なかったというような御意見をいただきましたが、通常でありますと、一般会計が非常時以外にはいわゆる法定外繰入というものを行っていいのかどうかという、なかなかできないという判断だというふうに思います。

保険料につきましては、平成28年度、9万8,000円が1人当たりの計でございます。平成29年度が9万5,000円、令和4年度におきましては8万1,000円と、長期で見るといわゆる1人当たりの平均計が下がっているというような現状でございます。コロナ禍といえども県全体でいえば、最低の保険料というところに位置づけするということも調査した上で、この保険料ということで可というような結果を導きました。

そのほか算定につきましては、所得割が上がっているということでございますが、この基準といたしましては、いわゆる応益の負担割合ということで55対45というような配分になっています。これは、中川直

美議員、先ほどより申し上げております、生活に苦しい低所得者のための負担割合でございますので、いわゆる稼ぎ世帯の方々からの所得割増というところで保険料を調整しているということでございます。

今後につきましては、委員会の中でもこの負担についてはしっかりと議論していくべきだという意見もあったということを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 反対討論を行います。

質疑で言ったとおり、最後の委員長の答弁にまた食いつきたいところはあるのですが、その点で1つ言っておきます。県内で順位が低いのでいいかどうかではない。住民にとって負担が重いのかどうか、ここが私は一番の問題だというふうに思います。

2点目ですが、応益割でいうならば、能力に応じて支払ってもらうというのが社会保障の正しい原則ですから、本来ならば先ほど言ったように、住民税方式にしていくほうが私は正しいのかなというふうに思っています。そもそもは、稲辺委員長もおっしゃっていましたが、本来国が持つべき負担を大きく減らしてきたことが住民負担展開になっている。本来でいうならば、この大本を変えるのだということで今参議院選挙でもいろいろやっているわけでありませぬ。

そこで、二、三点論拠を言います。今回の値上げ幅はモデル世帯、300万円で夫婦2人、子供2人、300万円ですよ。そこから基礎控除43万円しか引けないのです。実際の住民税、所得税でやったら100万円以下になる。ここで48万5,600円ということですから、令和3年度比較では6.1%の値上げなのです。この中には1人の方もいらっしゃるでしょうが、年金受給者の方、74歳までは国保に入っていますから、0.4%下がる。それで、そんな中でさっきも言いましたが、食料品4.1%、パン8.2%、麺類5.1%、油脂に至っては32.8%、生鮮野菜が13.1%、ガソリンが13.1%というふうに全てのものが上がっているわけであって、500円だからいいという話ではなくて、低所得者以外も本当に深刻だ。今選挙のさなかで、物価は上がるが、賃金が上がらない国だというのがよく言われていますが、まさにそういう状況です。

先ほど言いましたが、正確に言いますと、平成24年度には1億5,100万円、平成25年度には1億8,500万円、平成26年度には6,000万円の法定外繰入を初めてやっています。そのときの基金が380万3,000円です。その時期から比べても今の私たちの暮らしの状況はもっとひどいというふうに私は思っております。

ですから、先ほど国の行政指導であって、法定外繰入をするなとかいう話ありましたが、この前の江藤先生ではありませんが、国ははっきり言っています。行政指導とは言っていない。助言をしているということです。地方分権で地方自治というものは、自分の判断で自ら考えるということです。先ほども言いましたが、1人当たり512円の値上げです。単純計算でいうならば、1万3,416人ですから、約686万円あれ

ば、少なくとも昨年度並みに抑えられた。私は、少なくともこれはやるべきだったということを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（近藤和義君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を終結いたします。

これより議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第56号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第58号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第58号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

最後に、議案第51号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第51号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第52号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、租税特別措置法の改正に伴い、同法を引用する条文について、所要

の改正を行うため、佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第2号 旧両津市簡易水道問題調査を求める陳情。本陳情は、両尾地区の簡易水道統合整備事業に係る工事費は全額自治体が負担すべきものであること、また、旧両津市簡易水道条例は水道法に違反しており、水道料金の不当徴収に当たるため、審査及び調査することを求めるものであります。審査の結果、不採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより陳情第2号 旧両津市簡易水道問題調査を求める陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため申し上げます。陳情第2号 旧両津市簡易水道問題調査を求める陳情に賛成する諸君は起立してください。

それでは、お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第2号 旧両津市簡易水道問題調査を求める陳情は否決されました。

最後に、議案第52号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第52号 佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

以上で常任委員会付託案件については全部終了いたしました。

日程第2 議案第59号

○議長（近藤和義君） 日程第2、議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第59号について上程をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、小橋敬磨氏の任期が令和4年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦については同意することに決しました。

日程第3 議案第60号

○議長（近藤和義君） 日程第3、議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第60号を上程させていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、山本一夫氏の任期が令和4年9月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として和倉永久氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦については同意することに決しました。

日程第4 議案第61号

○議長（近藤和義君） 日程第4、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第61号を上程させていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権擁護委員、尾中美津代氏の任期が令和4年9月30日をもって満了となるため、その後任の候補者として後藤繁幸氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦については同意することに決しました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近藤和義君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（近藤和義君） これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和4年第5回（6月）市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、国民健康保険事業の保険税の本算定に伴う国民健康保険税条例の改正をはじめ、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴う経費等の補正予算などについて議決をいただき、誠にありがとうございました。また、一般質問におきましては9人の議員の皆様から市政全般にわたり多くの御提言をいただきました。それらを参考にして、今後の施策にしっかりとつなげてまいります。

なお、報告案件について資料提出の一部が不足していたことで議会の運営に御迷惑をおかけいたしましたところをおわび申し上げます。今後このようなことがないように再発防止を徹底してまいります。

さて、人口減少の対策として大きな柱となる起業成功率ナンバーワンの島を目指す取組として、今月インキュベーションセンター河原田本町の運用が開始され、今4社のベンチャー企業が入居しております。また、島外ビジネス利用だけでなく、市民や来島者なども仕事場として使えるサド・ポート・ラウンジが今月11日に両津港の南埠頭ビル内にオープンをいたしました。一方、リバース佐渡ワーケーションプレイス、これも6棟フルに完成をし、本格稼働が始まり、9社が入居ということになっている状況でございます。また、今回様々な形で御指導いただきました佐渡市で新たに進出する企業と地元企業等が連携して行う地域活性化に資する事業活動、これも支援することで産業の振興及び雇用機関の拡大、これを民の力、官の力を合わせてしっかりと取り組みながら、佐渡地域全体として拡大をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、国内においては、今月19日に石川県珠洲市で最大震度6弱の地震が発生し、佐渡市でも震度2を記録したところでございます。また、本年度は少し異常気象になっております。北陸地方の梅雨が明けたという状況になっておるわけでございますが、猛暑対策も含めながら、この防災に向けてまたしっかりと議論をして対策を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては3回目が今ほぼ終了しております。4回目の接種につきましては、重症化予防を目的としているために、対象者を60歳以上の方及び18歳から60歳未満の基礎疾患をお持ちで接種を希望する方とし、今月から個別接種が開始され、7月から集団接種を実施の予定で進めております。感染者数は減少傾向にございます。市民の皆様におかれましては、熱中症対策がこれから大事になると思っております。熱中症対策も考えながら、引き続き感染の予防に御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、間もなく7月に入り、いよいよ夏本番を迎えます。先ほども申し上げましたが、暑さを避け、水分を取るなどの熱中症予防とマスク、換気の「新しい生活様式」、この両立、これがしっかりと取り組まなければいけない点になってくるわけでございます。そういう点でしっかりと健康に御注意をしながら、御活躍されますよう、また御祈念申し上げて、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和4年第5回（6月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 藤 和 義

署 名 議 員 広 瀬 大 海

署 名 議 員 稲 辺 茂 樹